

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第210号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年11月23日 08時45分ごろ
発生場所	広島県呉市豊島北東方沖 豊島港小野浦防波堤灯台から真方位002°900m付近 (概位 北緯34°11.01′ 東経132°48.04′)
事故等調査の経過	平成26年12月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート まどかⅡ、2.6トン 273-11669広島、株式会社河谷商店 B プレジャーボート ひとみ、5トン未満（長さ6.17m） 270-44246広島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首外板上部に亀裂、左舷側手すりに折損 B 船首外板に擦過傷、船首張出し部の支柱に折損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り場で潮上りするため、豊島北東方沖を約3ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北東進中、船長Aが、船首方の呉市三角島長崎鼻沖に2隻の釣り船を視認したので、両船の間を通航しようと思い、両船の動静を見ながら操船していたところ、平成26年11月23日08時45分ごろ、A船の左舷船首部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、親族2人を乗せ、呉市尾久比島南方の釣り場に向けて豊島北東方沖を約7knの速力で南南東進中、船長Bが、左舷方の長崎鼻沖に船尾にスパンカーを掲げた釣り船2隻を視認し、その内の1隻が知人の船に似ていたため、同釣り船の方を見ながら操船していたところ、A船と衝突した。 A船とB船は、衝突後、それぞれ自力で帰航した。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
その他の事項	船長Aは、潮上りをする際、通常、豊島東側の水路を通航して行く船が釣り船を避けてくれるので、周囲の通航船の状況を確認せずに航行していた。

	<p>船長Bは、長崎鼻沖の釣り船を視認した後、船首方にA船を視認したが、A船の船首が長崎鼻沖の釣り船と同じ方向を向いていたので、A船が潮に流されながら釣りをしており、A船の船首方を通過できると思っていた。</p> <p>豊島北東方沖では、上げ潮時、長崎鼻沖から豊島北東岸に向かう潮の流れがあった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、豊島北東方沖を北東進中、船長Aが、船首方の釣り船2隻の間を通航しようと思い、両船の動静に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、衝突のおそれのある態勢で左舷方から接近するB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、豊島北東方沖を南南東進中、船長Bが、左舷方の釣り船が知人の船に似ていると思い、同船に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、衝突のおそれのある態勢で右舷方から接近するA船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、豊島北東方沖において、A船が北東進中、B船が南南東進中、船長Aが船首方の釣り船2隻の間を通航しようと思い、両船の動静に注意を向け、また、船長Bが左舷方の釣り船が知人の船に似ていると思い、同船に注意を向け、共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時、見張りを適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

